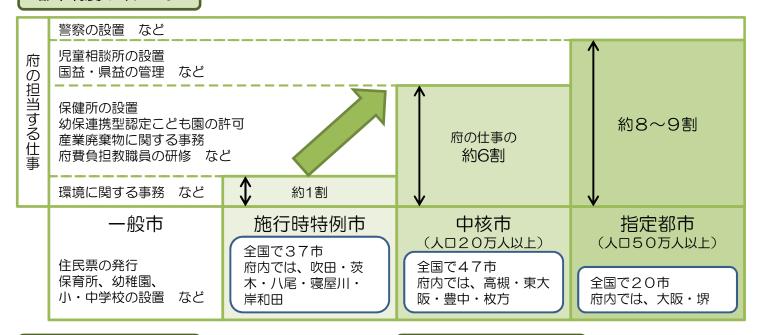
岸和田市は平成30年4月1日の中核市移行を目指します

平成26年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、中核市の要件が「人口30万人以上」から「人口20万人以上」に緩和され、また、法施行時に特例市であった市(施行時特例市)については、施行日から起算して5年を経過する日(平成32年3月31日)までは、人口20万人未満であっても、中核市の指定を受けることができる経過措置が設けられました。

都市制度のイメージ



中核市移行の効果

市民自治都市の実現 行政サービスの向上 行政の透明性の向上 都市のイメージアップ

移行による新たな事務

事務内容	主な事務
民生行政	・母子・寡婦福祉資金の貸付・小児慢性特定疾病医療費支給、相談等に関する事務・社会福祉法人等事業者指導事務
保健衛生行政	・保健衛生に関する各種統計・感染症の予防・難病、精神保健相談・飲食店などの営業許可
環境行政	・産業廃棄物処理業許可・産業廃棄物処理施設設置許可・産業廃棄物の不適正処理指導等
都市計画・ 建設行政	•屋外広告物に関する事務
文教行政	・府費負担教職員の研修・重要文化財の保存、管理、許可に関する業務

今後のスケジュール

平成28年 12月 「中核市移行基本方針」の策定

平成29年 3月 市議会に「中核市指定の申し出」議案を提出

4月 大阪府に「中核市指定の申し出に対する同意」を申し入れ

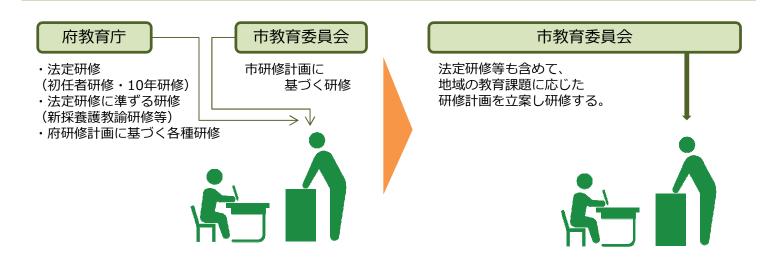
8月 総務大臣に中核市指定を求める申し出

10月 中核市指定の閣議決定、政令公布

平成30年 4月 中核市指定の政令施行

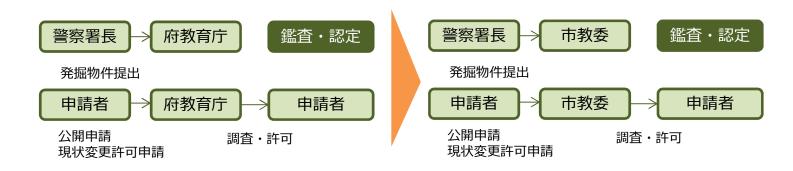
府教育庁で行っている初任者研修等の教職員研修を市教育委員会で実施します

初任者研修や10年経験者研修の法定研修等は、現在大阪府教育庁で実施しています。中核市移 行後は、法定研修等も含めた市立学校の教職員の研修全般を、本市教育委員会が計画を立て、実 施することになるため、これまで以上に多くの研修で、本市の教育課題に応じた研修内容を企画 し、課題の解決に向けての方策を講じることが可能になります。



出土文化財の鑑査、認定や重要文化財の現状変更許可等を市教育委員会で実施します

出土した遺失物を警察署長から受領し、文化財かどうかを市教育委員会で鑑査できるようになり、 文化財の認定を行えるようになります。また、市内にある重要文化財の「所有者等以外の者による 公開」の許可や重要文化財に関する現状変更の許可等について市教育委員会で行えるようになりま す。市教育委員会が文化財の認定や変更許可権限をもつことで、迅速できめ細かな対応が可能にな り、市内の文化財の魅力を今まで以上に発信でき、市民が文化財に親しむ機会が増加します。



その他

- スクールソーシャルワーカー活用事業や学校・家庭・地域連携協力事業の国庫補助申請につ いて、府教育庁を介さず直接文部科学省に申請することになります。
- 市教育委員会でも、免許状更新講習及び認定講習を行うことができるようになります。